

退職給付会計の理論と効果について

M1465330 渡利英郎

はじめに

現在、株安や運用利回りの低下等という外部環境、法人税法における退職給与引当金制度廃止の動きや確定拠出年金法、確定給付企業年金法の相次ぐ施行により、日本企業の退職給付制度は新たな局面を迎えている。

このような状況下でも、財務会計は企業実態を適切に反映させなければならない。この財務会計の役割を考慮したうえで、2000年4月から導入された退職給付会計はどのような問題点や論点があるのだろうか。また、新たな局面を迎えている退職給付制度において、退職給付会計がどのように会計数値に影響するのだろうか。

本論文は5章構成であり、第1章から第3章までは前者の問題意識に対応したものとなっている。また、第4章と第5章は後者の問題意識に対応したものとなっている。

退職給付会計の理論

退職給付会計の論点の一つに会計処理の選択適用がある。退職給付会計の導入により企業間比較可能性が向上したと言われているが、これにより企業の恣意性が介入する余地が考えられる。しかしながら、企業における退職給付とは当期の事象というよりも比較的長期的な事象であり、企業ごとに退職給付額の決定要素等は異なるため、企業実態を反映させるために会計処理の選択適用を認めざるを得ない。

退職給付会計における退職給付債務は文字通り債務であるため、債権者も存在する。それが当該企業の従業員である。従業員の労働債権表示としての退職給付債務と会計処理の選択適用が関係して、利益移転という問題も発生している。ただし、幸福銀行年金打ち切り事件から分かるように、現職従業員における退職給付の受給権は法的には認められていない。したがって、法的に認められていない債権、債務を財務諸表に計上する必然性も議論となるものであろう。また、退職給付のための年金資産の会計処理も問題を含んでおり、年金資産の評価益つまり未実現利益が配当可能利益に算入されるため、外部流出していると考えられる。年金資産は従業員に対する退職給付のために積立てられているため、ここでも従業員から株主への利益移転が考えられるだろう。

退職給付会計導入は国際調和化も目的とされていた。しかし、IAS19やSFAS87とは会計処理が異なる部分がある。これは日本における退職給付に関する法律と米国のエリサ法が違うように、国家間における退職給付の性格やそれに対する考え方の違いから生じたものであろう。

退職給付会計の効果

日本の退職給付制度は江戸時代が起源であり、もとは商家で行われた「のれんわけ」にあるとされている。ここから、明治期以降の近代化、第二次大戦後

の経済復興期、高度経済成長期等を経て退職給付制度は確立され落ち着いたが、現在の日本企業を取り巻く環境や2001年の確定拠出年金法と2002年の確定給付企業年金法の施行により退職給付制度は新たな局面を迎えている。退職給付の性格として考えられている賃金後払説、生活保障説や功績報償説は、このような退職給付制度の歴史の中で形成されたものである。

そして、退職給付の意義は企業側からも従業員側からも考えられる。これにより退職給付制度は企業の雇用戦略や経営戦略となり得る。さらに現在、退職給付制度が新たな局面を迎えているからこそ、さまざまな制度が設立されている。

(1) 退職給付信託

積立不足を解消し年金資産を充実させるために設立される制度である。この制度には企業が保有する有価証券を拠出する事ができる。これには持合株式も含まれ、信託契約によっては議決権を企業に残す事ができる。従業員のための年金資産であるから、その議決権は従業員の利益になるように使うべきであろう。また、退職給付信託に拠出した有価証券は時価で評価され、その評価益は配当可能利益に算入される。退職給付信託に拠出した持合株式(企業が一般に保有するその他有価証券)の評価益計上が問題である。

(2) 厚生年金基金の代行返上

厚生年金基金の代行返上により、企業に利益が発生する。それは退職給付債務と年金資産の差額である。また、発生した利益の源泉は退職給付会計導入時に計上した会計基準変更時差異と考える事ができる。

(3) 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度により、退職給付債務を消滅させる事ができる。そして、年金資産の運用リスクを企業が負わない。会計の面では魅力的な制度であろう。しかし、その導入にはさまざまな要因を考慮する必要がある。

(4) キャッシュバランスプラン

市場金利によって、退職給付額や退職給付債務が変動する制度である。市場金利と年金資産の運用利回りが連動するものと考えれば、運用利回りが低迷しても市場金利の低下により退職給付額が減少する事で積立不足拡大がある程度抑制される。

おわりに

退職給付会計の論点は、財務会計の情報提供機能、退職給付の性格や国際的な調和化という要素が絡み合っていると考えるが、その要素のうち特に退職給付の性格が大きく影響している。退職給付とは比較的遠い将来に発生する事象であり、その発生時期は明確ではない。退職給付会計の会計処理対象が、このような不明確なものである事も議論を呼ぶ要因であろう。また、現在が退職給付制度の転換期であるからこそ、退職給付会計に関する議論が発生する可能性が考えられる。